

阿賀野市告示第42号

阿賀野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月17日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

第8条及び第9条中「自立相談支援機関」を「市長」に改める。

第10条第1項中「相談支援機関」を「支援金申請者」に改め、同条第2項中「自立相談支援機関を経由して」を削り、同条第3項中「自立相談支援機関」を「市長」に改める。

第12条及び第13条第2項中「自立相談支援機関を経由して」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。